

ビジットやまぐち推進事業（「2024年度山口県観光プロモーター」設置運営） 業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 目的

山口県への外国人観光客数を増加させるために、重点5市場「韓国、台湾、香港、中国、ASEAN（タイ）」に「山口県観光プロモーター（以下、「プロモーター」という。）を配置（各市場に1名）し、現地の旅行動向等に関する情報集を強化するとともに、山口県の観光に関する情報を現地エージェント等に継続的かつ効果的に発信することを目的とする。

本実施要領は、各市場に条件を満たすプロモーターを設置し、適正な業務執行の管理や活動内容・成果の報告を統括して行う者を選定するために行う提案の応募について、必要な事項を定める。

2 委託業務

(1) 業務名

ビジットやまぐち推進事業（「2024年度山口県観光プロモーター」設置運営）業務

(2) 業務内容

別添「ビジットやまぐち推進事業（「2024年度山口県観光プロモーター」設置運営）業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする

(4) 委託料上限額

30,000千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

委託料には、委託者及び各プロモーターが仕様書に基づき活動するにあたって必要となる、交通費、宿泊費、体験費、消耗品費、通信運搬費、送金手数料等全ての経費を含むものとする。ただし、仕様書に別途支払いと記載されている経費についてはこの限りではない。

(5) 契約期間

契約締結日から2025年3月31日まで

(6) 委託経費の支払条件

6月・9月・12月を目途に、それぞれ委託料の25%程度を日本円で概算払いし、残金は委託期間終了後に支払うものとする。

(7) 契約更新

第4四半期に本事業の成果検証を行い、山口県等が受託者による継続した事業実施が適当と認めた場合、2回を限度として優先的に契約を更新できるものとする。

3 応募資格

この企画に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③この公募の日から企画提案書の提出までのいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- ④全ての市場に条件を満たす観光プロモーターの設置が可能な、日本に活動拠点を持つ法人であること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

5 企画提案手続き等に関する事項

(1) 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）及び「会社概要」（様式任意 既存のパンフレット等可）を令和6年3月26日（火）午後5時までに、下記あてに提出すること（メール可。ただし、必ず、送信後、電話で確認を行うこと。）。

一般社団法人山口県観光連盟 担当 一力

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部インバウンド推進室内

電話：083-933-3230

E-mail：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 企画提案の方法

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、次に掲げる書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。

- ①企画提案提出書（別紙様式2）
- ②企画提案に関する調書（別紙様式3）
- ③活動費用積算内訳書（別紙様式4）
- ④参考資料（企業としての特性を示す資料）

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5(2)に掲げる書類を、企業名、所在地、担当者名、電話番号を明記の上、令和6年4月5日(金)午後5時(必着)までに、持参又は郵送により提出すること。(提出先は5(1)に同じ。)

(4) その他

- ①提案は、1業者につき1提案とする。
- ②書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③この要領に基づき提出された提案書類については返還しない。
- ④提出された書類内容の追記及び修正は認めない。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得したものを特定する方法とする。なお、応募が1者の場合でも審査を行うものとする。

(2) 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

- ・仕様書記載の業務内容を十分理解し、プロモーターの活動内容の提案が実現性のある具体的な内容となっているか。
- ・各プロモーターが日本語及び対象市場の言語において、業務の執行が可能なレベルの語学力を有しており、かつ、プロモーターの業務執行の管理が適正に行われ、委託業務を安定的に遂行できる体制になっているか。
- ・業務内容に見合った適切な経費となっているか。

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して文書により通知する。

7 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」(別紙様式5)を令和6年3月29日(金)午後3時までにメールにより受け付ける(宛先は5(1)に同じ)ものとし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)を提出した者全員にメールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

9 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。